

「都市再生基本方針」、「構造改革特別区域基本方針」、「地域再生基本方針」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更の概要について

I 地方再生戦略の策定に伴う変更

「地方再生戦略（案）」に示された内容については、内閣官房における地域再生等の各取組において実践していく必要がある。

このため、下記の内容について、「都市再生基本方針」、「構造改革特別区域基本方針」、「地域再生基本方針」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に新たに追加し、各基本方針の所要の変更について、閣議決定する必要がある。

1. 「地方再生戦略（案）」における基本的な考え方の反映

(1) 「地方再生5原則」の明確化

地方再生5原則（「補完性」の原則、「自立」の原則、「共生」の原則、「総合性」の原則、「透明性」の原則）を踏まえ、施策の推進に取り組むものとする。

（「都市再生基本方針」、「構造改革特別区域基本方針」、「地域再生基本方針」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」にそれぞれ追加）

(2) 認定等の一体的な実施体制の明確化

内閣官房地域活性化統合事務局の各地域ブロックを担当する参事官が、都市再生、構造改革特区、地域再生及び中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

（「都市再生基本方針」、「構造改革特別区域基本方針」、「地域再生基本方針」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」にそれぞれ追加）

2. 申請する3計画の一体化を可能とする措置の明記

市町村等が、同一の区域において、構造改革特別区域基本方針、地域再生基本方針、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

（「構造改革特別区域基本方針」、「地域再生基本方針」、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」にそれぞれ追加）

II その他（構造改革特区制度における規制の特例措置の追加等）

「構造改革特区の第11次提案等に対する政府の対応方針」（平成19年10月9日構造改革特別区域推進本部決定）等を踏まえ、構造改革特別区域基本方針別表について、下記の変更を行い、閣議決定する必要がある。

1. 特例措置の追加

○ 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

救急隊について、①119番通報時における緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成が可能となるよう措置を講ずる。

2. その他所要の整備

○ 全国展開に伴う特例措置一覧からの削除

○ 法律名の変更に伴う変更